



ASC (Aquaculture Stewardship Council) 認証は

- 1 自然環境や資源を持続可能な状態で利用しているか
  - 2 養殖漁場からの環境負荷を軽減しているか
  - 3 労働環境や地域社会に配慮して運営されているか
- の3つのポイントにより審査が行われます。

ここでは二枚貝(カキ)の7つの基準において数あるチェック項目の中からその一部をご紹介します。

## 1 法令順守



- 土地権利の法的な書類が揃っている。
- 養殖場が正式な許認可を得ている書類が揃っている。
- 最低でも4つのGPS座標を示した養殖場の詳細地図がある。

## 2 自然環境および生物多様性への悪影響の軽減



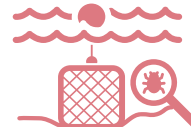
- 海底地形の分類と段階的評価を行う。
- 堆積層における硫化物濃度が一定基準を上回らない。
- 二枚貝の濾過時間と潮汐による滞留時間の比率が基準値を満たしている。

## 3 天然個体群への影響



- 評価より前10年以内に、外来種、有害生物、病原体の違法な導入がない。
- 調達した養殖苗種の記録が揃っており明確である。

## 4 病虫害の管理と食害防止



- 過去12ヶ月に使用した化学物質全ての記録を保持している。
- 養殖場・養殖動物に対し、毒素として残留する化学物質を使用していない。

## 5 資源の効率的な利用



- 養殖廃棄物を管理し、リサイクルされている。
- 廃棄物が地方条例等に従い適切に処理されている。
- 養殖場の燃料・電気の使用記録を保持している。

## 6 地域社会に対する責任



- 養殖場の目に見える浮きの色を統一している。
- 連続起泡型の発泡スチロール製浮きを使用していない。
- 地域社会への情報発信、普及啓発の書類を保持している。

## 7 適切な労働環境



- 労働契約書の内容が明確で守られている。
- 労働者の健康や安全が守られている。
- 労働時間について法律に従っており、賃金が明示されている。

### ■水産養殖管理検討会について

水産養殖管理協議会(ASC)は、WWF(世界自然保護基金)とIDH(オランダの持続可能な貿易を推進する団体)の支援のもと、2010年に設立された、国際認証制度を運営する独立した非営利団体です。基準は国際社会環境認定表示連合(ISEAL Alliance)のガイドラインに準じて対象となる魚や貝の魚種ごとに利害関係者と共に科学的根拠に基づいて制定しています。ASC認証を取得した商品を消費者の方々にお買い求め頂くことで水産養殖業を環境の持続可能性、社会的責任ある姿へ変えることを使命としております。  
[www.asc-aqua.org/ja](http://www.asc-aqua.org/ja)

〈問い合わせ先〉

南三陸町役場 農林水産課

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

TEL. 0226-46-2600(代表) FAX. 0226-46-5348



# ASCの原則と基準

南三陸町戸倉におけるカキの認証対象基準

## 1 法令順守

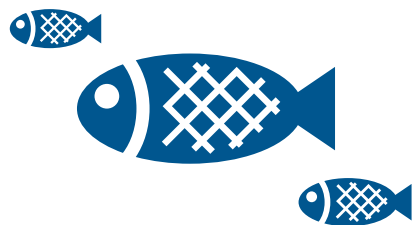


基本的要件として、ASC認証を受ける養殖場は、関連する法的義務（許認可等を含む）を順守していることが求められる。

## 2 自然環境および生物多様性への悪影響の軽減

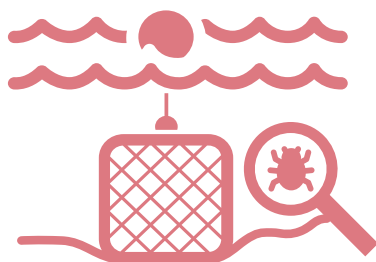


二枚貝養殖によって起こりうる自然環境および生物多様性への影響に対処すること。二枚貝の排泄物により海底環境が悪化したり、摂餌によりプランクトンが枯渇しないよう、モニタリングと評価を行い、適切な密度での養殖が求められる。また周辺の生態系や絶滅危惧種に対して悪影響を及ぼしてはならない。



## 3 天然個体群への影響

不適切な稚貝や親貝の導入、外来種の養殖によって、新たな病害虫の発生や在来生態系のかく乱が引き起こされる可能性がある。他地域から天然種苗を取り寄せる場合、資源管理がなされていること、人工孵化種苗を使用する場合、天然個体への影響を評価すること、外来種を養殖する場合、適切な行動規範に従うことが求められる。また、遺伝子組み換えした種苗の養殖は認められない。



## 4 病害虫の管理と食害防止

二枚貝の病害虫、食害を引き起こす有害生物、養殖施設などに付着する汚損生物などの管理は、その影響が局所的かつ一時的であり、生態系に深刻な影響を及ぼすものであってはいけない。突然変異や発ガン性、奇形を誘発する殺虫剤、環境もしくは養殖個体に残留性のある有害化学物質を使用しないことが求められる。食害の被害を与える動物が絶滅危惧種の場合、殺駆除を行ってはならない。



## 5 資源の効率的な利用

二枚貝養殖における廃棄物は適切に処理されるとともに、有害性のある廃棄物については流出防止策を立てなければならない。また、廃棄物を削減するため、再利用やリサイクルの推進が求められる。エネルギー効率改善の継続的な努力を行い、また最新の利用記録が閲覧可能であること。



## 6 地域社会に対する責任

養殖場は近隣の地域社会との軋轢を軽減し、紛争解決のための努力が求められる。景観に配慮した養殖施設の配置、悪臭や騒音の低減、流失したブイやロープなどの養殖施設の回収、地域からの苦情処理の手順などを定めなければならない。



## 7 適切な労働環境

養殖場は労働者に安全な労働環境を提供し、不合理、不平等な条件で労働を強いてはならない。児童労働、強制労働、虐待的懲戒行為、過剰な残業、不適切な賃金体系は認められない。